

社会福祉法人 孝明 評議員及び役員に対する報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 孝明 定款第八条及び第二一条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）に対する報酬等に関し必要な事項を定める。

(報酬等の支給及び算定方法)

第2条 評議員及び役員等には業務に応じた報酬を支給するものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 賞与及び退職手当は支給しない

(報酬の支給方法)

第3条 理事長の月額報酬の試算期間は、毎月1日からその月末までとし、その報酬は当月の末日に通貨で本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

3 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(費用の弁償)

第4条 評議員及び役員等がその職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし旅費については社会福祉法人 孝明 旅費規程にて別途定めるとおりとする。

(慶弔等基準)

第5条 評議員及び役員等の慶弔等の基準は社会福祉法人 孝明 慶弔規程にて別途定めるとおりとする。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程を持って、評議員及び役員に対する報酬等に関する支給の基準として公表する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

付 則

この規程は平成12年4月 1日より施行する。

この規程は平成29年4月 1日より施行する。

この規程は平成31年4月1日より施行する。

この規程は令和5年4月1日より施行する。

別表 1

役職名	業務内容	報酬の額
理事長	業務一般	月額 80 万円
理事	理事会への出席 (リモートの場合も含む)	半日 5,000 円 1日 10,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤 (リモートの場合も含む)	半日 5,000 円 1日 10,000 円
監事	理事会・監事監査等への出席 (リモートの場合も含む)	半日 5,000 円 1日 10,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤 (リモートの場合も含む)	半日 5,000 円 1日 10,000 円
評議員	評議員会への出席 (リモートの場合も含む)	半日 5,000 円 1日 10,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤 (リモートの場合も含む)	半日 5,000 円 1日 10,000 円